

令和 7 年度沖縄県若年妊婦支援委託事業 企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度沖縄県若年妊婦支援委託業務

2 業務の目的

予期せぬ妊娠などにより、県内在住の 10 代等若年で性や妊娠に関する問題で悩んでいる者や若年に限らず、特定妊婦と疑われる者（以下、「若年妊婦等」とする）が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチや SNS 等を活用した相談支援や、産科受診支援、関係機関へのつなぎ等を実施する。

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

4 支援対象

県内在住の若年妊婦等

5 業務内容

業務内容については、以下のとおり実施する予定であるが、最終的には、企画提案公募要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、沖縄県と事業者で協議のうえ決定する。

（1）相談体制整備

若年妊婦等の心身の健康に関する相談に対して、医学的・心理的な側面から指導助言及び情報提供を行い、加えて必要に応じ最適な支援につなぐ等、専門的な知識が求められることから、相談支援等への対応には、以下の資格等を有する者を配置すること。

- ・社会福祉士、認定心理士、看護師、保健師又は助産師等の資格を有する者
- ・福祉、保健現場での経験を有するもの

（2）相談支援等

- ① 電話や SNS を活用した相談業務
- ② アウトリーチによる相談

②については、必要に応じ家庭へ訪問し、面談や状況把握を行い、本人の同意を得て、市町村等支援機関につなぐこと。

また、電話相談のみでの対応となった場合、可能な限り連絡先を確認し、その後の状況や支援の必要性の有無等を確認し、支援がとぎれないよう配慮するものとする。

（3）産科受診等支援

若年妊婦等に対し、必要分の妊娠検査薬を提供し、使用方法の説明や検査結果の確認を行い、支援が必要な者に対しては、初回 1 回分の産科受診の同行支援を行うこと。

妊娠検査薬や産科受診に係る費用は本事業の経費から支出するものとする。

(4) コーディネート業務

本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援していくため、妊娠が確認された若年妊婦については、原則、本人の同意を得て、市町村に対し情報を提供し、市町村を通して必要な支援につなげること。

(5) 報告書の作成

相談件数や相談内容、支援内容別の支援件数、市町村へのつながりの結果等を取りまとめること。

(6) 留意事項

妊娠に関する相談を受けているものは、相談者である若年者の特性（出産に関する不安や悩み、社会的経験がまだ乏しいなど）を踏まえ相談者の気持ちに寄り添った対応に努めると共に、必要に応じフォロー（経過の聴取）を行うこと。

6 経費の見積

業務実施に必要な経費は、以下のとおりとする。

(1) 人件費

人件費及び社会保険料等

自社規定がある場合は、規定に基づくものとし、無い場合は、労働条件、市場実態等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(2) 事業費

① 報酬、謝金、印刷製本費、光熱費、通信運搬費、消耗品費、活動費（車両使用料、燃料費等）等

② 報酬及び謝金については、自社規定がある場合は、自社規定に基づくものとし、無い場合は、市場の実態等を踏まえ適切な水準を設定すること。

(3) 一般管理費

(1) 及び (2) の合計（再委託費は控除）の 10%以内とする。

(4) 消費税

(1) から (3) の合計額の 10%とする。

7 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一部又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

県が書面で認めた業務を再委託する場合において、本契約の企画提案公募参加者であった者や、競争指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約書の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① その他、簡易な業務
- ② 資料の収集・整理（相談者の個人情報に関するものを除く）、
- ③ 複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

8 成果品

事業報告書を印刷製本して提出すること。またその PDF データも提出すること。

9 著作権

成果品は沖縄県に所属する。ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

10 個人情報保護の取扱い

事業者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守しなければならない。

11 守秘義務

事業者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとし、本契約終了後においてもその責任を負う。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、事前に沖縄県こども未来部子育て支援課と協議のうえ決定すること